

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第95号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年8月29日 16時00分ごろ	
発生場所	福島県小名浜港南東方沖 番所灯台から真方位135° 1.6km付近 (概位 北緯36°55.5′ 東経140°56.3′)	
事故等調査の経過	平成21年8月31日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第3 ^{きく} 菊丸、4.0トン	
船舶番号、船舶所有者等	FS3-5281（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機クラッチ磨耗	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、福島県小名浜漁港を出港し、同港沖での操業を終えて帰航中、クラッチの異常を感じ、同港港外で停止してクラッチ前後進の切り替え試験を行ったところ、平成21年8月29日16時00分ごろ、前進側に入れたクラッチが滑って推進器が回転しなくなった。本船は、来援の船によって小名浜漁港にえい航された。</p> <p>本船は、造船所で点検した結果、クラッチの磨耗が発見され、クラッチが磨耗したことにより推進器が回転しなくなったこと、及び船長が本インシデント発生の1年ほど前から、クラッチオイルの量を点検して不足を認められた際、エンジンオイルを補給していたことが判明した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2</p> <p>海象：うねり 方向東・波高約2m、風浪 なし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、主機クラッチが磨耗したことにより、推進器が回転しなくなったものと考えられる。</p> <p>クラッチは、船長が、本インシデント発生の約1年前からクラッチオイルを補給する際、クラッチオイルとエンジンオイルの違いが分からず、エンジンオイルを補給していたため、オイルの性状が劣化して潤滑が阻害され、異常磨耗したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、主機クラッチに、約1年間、クラッチオイルの代わりにエンジンオイルが補給されたため、オイルの性状が劣化して潤滑が阻害され、本船が小名浜漁港に向けて帰航中、クラッチが異常磨耗したことにより発生したものと考えられる。</p>	